

◆文化芸術活動事業補助金(案)

* 文化芸術のまちづくり10年ビジョン(後期)の取り組みについて、「Ⅰ 新たな創造性のある文化芸術事業」及び「Ⅱ 地域伝統文化継承及び活用事業」に対して補助する。

補助メニュー	区分	対象経費	補助期間	補助率
Ⅰ 新たな創造性のある文化芸術事業	① 市民向けに提供される文化芸術事業	①謝金 ②旅費 ③消耗品費 ④印刷費 ⑤通信費 ⑥宣伝費 ⑦会場費	1年又は2年	2/3 (最大20万円)
	② 文化芸術の担い手づくり事業			
Ⅱ 地域伝統文化継承及び活用事業		①謝金 ②旅費 ③消耗品費 ④印刷費 ⑤委託費 ⑥原材料費 ⑦工事費 ⑧備品購入費	最長3年度間	3/4 (最大50万円)

「Ⅰ 文化芸術のまちづくり・人づくり事業」は、後期ビジョンの取り組みを団体が補完する事業に対して補助する内容とする。上限を20万円/年に設定する。ただし、補助率は3分の2とする。

「Ⅱ 地域伝統文化の継承と活用事業」は、伝統文化継承のための課題となっている備品の買い替えや後継者育成を補助する内容とする。これまでの補助実績から、従来どおり上限を50万円/年とする。

◆補助終了後の取り扱い

* 上記の補助金を活用した事業のうち、特に効果があると認められるものに対しては、補助終了後、協働委託事業又は主催事業として継続実施していく。なお、行政と民間が協働で実施した方が効果的な取り組みについては、協働委託事業として実施する。